

住み慣れた地域で 共に助け合い 安心して暮らせる長寿のまち

～「塩竈市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定～

問 長寿社会課(壱番館庁舎1階) ☎364-1204

今回策定した第6期の計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年間です。

「第5次塩竈市長期総合計画」や「塩竈市震災復興計画」を踏まえた、計画の概要をお知らせします。

「塩竈市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」は、市ホームページに掲載しています。なお、「介護保険高齢者支援ガイドブック」を、全戸配布します。介護保険制度の詳細については、ガイドブックをご覧ください。

基本理念
住み慣れた地域で
共に助け合い
安心して暮らせる長寿のまち

第6期は、関係機関や市民の皆さんと一緒に「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。「地域包括ケアシステム」を構築しながら、共に助け合える地域づくりを目指します。

基本目標
1. いつまでも笑顔で暮らせるまち
2. みんなで助け合えるまち

生きがいを持ち、地域とつながることで、笑顔があふれます。また、助け合える地域づくりをすることで、安心して暮らせる長寿のまちが生まれます。

施策の方針

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等が、今後さらに増加することが見込まれています。だれもが住み慣れた地域で、共に助け合い、安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、6つの柱で取り組んでいきます。

生きがい社会貢献・社会参加の支援

- 生きがい活動の支援
- 社会貢献活動の支援
- 社会参加活動の支援
- 高齢者の就労支援

介護サービスの充実

- 介護サービスの充実・質の向上
- 介護給付適正化の取り組み

安全・安心で快適なまちづくり

- 安全・安心な暮らしの確保
- 住まいとまちの環境整備
- 交通機関利用環境の整備
- 浦戸地区の事業推進

高齢者の健康づくり・介護予防の推進

- 生活機能低下に伴い、要支援・要介護になるおそれが高い、高齢者の介護予防推進
- 全ての高齢者に対する介護予防推進

高齢者および家族などへの生活支援

- 介護者への支援
- 地域自立支援事業

地域包括ケアシステムの構築

- 地域包括支援センターの拡充
- 地域のネットワークづくり
- 介護予防ケアマネジメント
- 総合相談・権利擁護の取り組み
- 包括的・継続的ケアマネジメント
- 認知症地域支援体制構築事業
- 地域支援事業の推進

▲ 施策の方針と主な取り組み



「地域包括ケアシステム」を知っていますか？

「地域包括ケアシステム」とは、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステムです。

第6期は関係機関や市民の皆さんと一緒に「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。



植木鉢は「住まいや地域など」を表し、土は「生活支援・福祉サービス」を表し、土は葉っぱを支え、栄養をおくる「地域包括ケアシステム」です。

◀ 「地域包括ケアシステム」のイメージ図 (出典:厚生労働省)

平成27年度からの
介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）

の介護保険料は3年に一度見直され、平成27年度が改定の年にあたります。第5期（平成24年度～26年度）における第1号被保険者が負担する介護給付費への負担割合は21%でしたが、第6期（平成27年度～29年度）は22%に改められます。

また、高齢者の増加などで今後も介護給付費が伸びる見込みなので、第6期の保険料基準額が月額5,196円（第5期比336円、6.91%増）に改定されました。

※介護給付費が増加する見込みですが、介護保険財政調整基金を取崩し、介護保険料の上昇を抑えました。



▼平成27～29年度の介護保険料段階と保険料

- ※各所得段階の保険料月額算定にあたり、1円未満は必要な端数処理を行っています。
- ※第1段階の()内は、国が予定している軽減後の数値です。
- ※市民税の課税・非課税は、「○」は課税、「-」は非課税を表します。

所得段階	市民税の課税・非課税		対象者	基準額に対する割合	保険料(月額)	保険料(年間)	
	世帯	本人					
第1段階	-	-	生活保護を受給している方 老齢福祉年金を受給している方	0.50 (0.45)	2,598円 (2,339円)	31,176円 (28,068円)	
			合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下の方				
第2段階	-	-	合計所得金額と課税年金収入金額の合計が120万円以下の方	0.75	3,897円	46,764円	
第3段階	-	-	第2段階の対象者に該当しない方	0.75	3,897円	46,764円	
第4段階	○	-	課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	4,677円	56,124円	
第5段階 基準額	○	-	課税世帯で本人が市民税非課税の方	1.00	5,196円	62,352円	
第6段階	○	○	市民税が課税されている方で、 前年の合計所得金額が	120万円未満の方	1.24	6,443円	77,316円
第7段階	○	○		200万円未満の方	1.26	6,547円	78,564円
第8段階	○	○		300万円未満の方	1.48	7,690円	92,280円
第9段階	○	○		400万円未満の方	1.50	7,794円	93,528円
第10段階	○	○		500万円未満の方	1.52	7,898円	94,776円
第11段階	○	○		500万円以上の方	1.75	9,093円	109,116円

「地域包括支援センター」
を増設

4月から、「地域包括支援センター」を増設し、市内5カ所となります。

「地域包括支援センター」は、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、さまざまな方面から高齢者の皆さんを支える総合相談窓口です。

センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員が配置され、皆さんを支援しています。高齢者の皆さんが介護予防・介護支援が必要なきや、虐待や消費者被害から権利を守るために支援してまいりますので、お気軽に相談ください。

一部の地区では担当するセンターが変わりますが、これまで相談された内容はセンター間で引き継ぎを行っています。新しい担当センターに、今までどおり安心して相談ください。



	西部地区	南部・東部地区	北部1地区	北部2地区	浦戸地区
担当町名	赤坂、泉沢町、向ヶ丘大日向町、後楽町権現堂、栄町、白菊町袖野田町、月見ヶ丘西玉川町、母子沢町玉川1～3丁目、清水沢1・2丁目	尾島町、舟入1・2丁目牛生町、芦畔町、野田新富町、中の島、旭町貞山通1～3丁目港町1・2丁目、泉ヶ岡東玉川町、香津町錦町、南町、南錦町桜ヶ丘、白萩町、石堂花立町、佐浦町	一森山、今宮町、宮町梅の宮、海岸通、本町西町、みのが丘小松崎北浜1～4丁目新浜町1～3丁目長沢町、字長沢、藤倉1～3丁目	青葉ヶ丘、字石田字伊保石、字庚塚千賀の台1～3丁目楓町1～3丁目越の浦1・2丁目字越ノ浦、字杉の入裏清水沢3・4丁目松陽台1～3丁目杉の入1～4丁目	浦戸地区全域
所在地	清水沢1丁目12-2 (清水沢デイサービスセンター内) ☎367-0414 FAX367-0414	東玉川町8-8 ☎290-7185 FAX290-7186	北浜4丁目6-52 (市民活動センター内) ☎361-3822 FAX361-3844	杉の入1丁目20-12 ☎362-1911 FAX362-1912	浦戸野々島字河岸50 (ブルーセンター内) ☎361-2931 FAX361-2932